中国の自由貿易試験区

現状と展望

証券 (株式) 分野にフォーカスしてー

齋藤 尚

門サービス、⑤文化・コンテンツ、 ている。 国に「複製」することが意図され 改革・対外開放のテストを先行し 社会サービス、の六分野を中心に、 ⑥教育・職業訓練・医療など公共・ ④弁護士、 ービス、③商業・貿易サービス、 ①金融サービス、②航空・運輸サ 試験区」(以下、 始動した「中国(上海)自由貿易 て実施し、 二〇一三年一〇月一日に正式に その経験を総括して全 信用調査、 自貿区)では、 旅行など専

遅々としているのが現状である。 券、特に株式分野の改革・開放は 報告する。結論を先にいうと、証 放が行われようとしているのかを 的を絞って、どのような改革・開 なかでも特に証券 証券監督管理委員会(CSRC 二〇一三年九月二九日に、中国 本稿では、 ①の金融サービスの (株式)分野に

> ①上海先物取引所が自貿区内に上 を講じる方針が発表された。 体的には、以下の五つの政策措置 若干の政策措置」を発表した。 貿易試験区をサポートするための は を全面的に開放する。 国外投資家による国内先物取引 意する。プラットフォームでは 国際原油先物プラットフォーム 株式有限会社を設立し、同社が 海国際エネルギー取引センター の設立準備を推進することに同 「資本市場が中国(上海)自由 具

②自貿区内では、一定の条件を満 持する。 先物市場に投資を行うことを支 たす法人と個人が国内外の証券

③自貿区内の企業の国外親会社は 貿区内で国際金融資産取引を行 マーケットの需要に応じて、 債)を発行することができる。 国内市場で人民元債券(パンダ É

> ④証券会社、先物会社が自貿区内 ことを支持する。 ク管理子会社と資産管理子会社 申万先物会社、 宏源先物会社、 とを支持する。 に専門子会社を登記設立するこ を設立するか、 うことを検討する その準備をする 華安基金がリス 広発先物会社 海通先物会社

証券会社や先物会社に非中国国民 件を満たす外国人は、 前記②では「自貿区内で就業し条 ⑤自貿区内の証券会社、 元建て株式)投資が解禁されたが、 人々のA株 オ・台湾籍で中国に居住する 二〇一三年四月以降、 取引を行うことを支持する。 人国内投資専用口座を開設し と金融デリバティブ商品の店 が国内の顧客に対して大口商品 注目されたのは前記②であった。 (中国国内上場の人民 自貿区内の 先物会社 香港・マ 頭

力

針が打ち出された。 きる」とし、自貿区で働く、条件 く、先物取引も可能にするとの方 を認め、さらに証券取引だけでな を満たす外国籍の人々に国内投資 国内証券先物投資を行うことがで さらに、前記②では「条件を満

ている。 家しか認めていなかったが、それ 度は、適格投資家として機関投資 ができる」とした。これまでのQ 個人投資家はQDII2と呼ばれ 加えるとの方針である。 に一般企業と個人投資家を新たに DII (適格国内機関投資家) 自貿区内で就業し条件を満たす個 たす自貿区内の金融機関・企業と 人は国外証券先物投資を行うこと 適格国内 制

制緩和は実施されていない ただし、現在に至るまでこの規

における金融改革をさらに推進す 会議であった。同会議は、 月二一日に開催された国務院常務 る方針を決定した。 が切られたのが、二〇一五年一〇 続いたが、仕切り直しのスタート 証券分野の改革・開放は停滞 自貿区

委員会、 督管理委員会、中国保険監督管理 行業監督管理委員会、中国証券監 中国人民銀行、商務部、 国家外貨管理局、 上海 中国

の時間を要したことになる。 が出されるまで、 条からなるために「金融改革四〇 意を経た上位通達であり、四〇カ 二九日付けで、「『中国(上海) てから、金融開放改革の基本方針 カ条」と呼ばれる。二〇一三年 を発表した。これは、 法』の印刷・配布に関する通達 海国際金融センター建設の加速方 革革新テストのさらなる推進、 由貿易試験区における金融開放改 一〇月一日に自貿区が正式始動し 実に二年あまり 国務院の同 É

文に的を絞って日本語訳を付した (かっこ内は条文の番号)。 なかから証券(株式)分野の条 以下では、「金融改革四○カ条」

した実現 人民元資本項目の兌換可能の率先)証券(株式)分野に関連す る改革・開放の基本方針

(1) 自由貿易口座の経験を真剣に総 徐々に引き上げる。 先行テストを行い、 で人民元資本項目の取引自由化の 的推進の原則に基づき、自貿区内 リスクコントロール可能、 括する。 自由貿易口座における 自由化程度を

人民元・外貨一体化の各種業務

によって管理する。 を開始 座内の人民元・外貨資金はマク をさらに拡充する。自由貿易口 ロプルーデンスの交換可能原則 自由貿易口座の機能

人民政

府

は、二〇一五年一〇月

(3)適格国内個人投資家による国外 (2)自由貿易口座の開設と使用条件 銀行、証券、保険など金融機関 開することを許可する。 を満たした個人が国外の実業投 連実施細則を適宜発表し、条件 投資の試行を研究・開始し、 を充分に利用し、改革革新措置 厳格に実行する。経済主体が自 を規範化し、 を研究することを許可する。 の電子情報フローや資金フロー 奨励・支持し、証券、先物取引 金融革新業務を展開することを が自由貿易口座などを利用して 活動を展開することを支持し、 由貿易口座を通じて貿易・投資 不動産投資、金融投資を展 決済機関が自由貿易口座間 銀行口座実名制を 関

(4)関連規則等をしっかりと制定す 場での投資を許可・拡大する るクロスボーダー資金流動管理 よる国内・国外の証券・先物市 る。条件を満たす機関・個人に 方法をできるだけ早く明確にす [内の証券・先物市場に投資す

> 人民元のクロスボーダー使用のさ る。 模索し、 本市場開放のサポートを研究・ 自由貿易口座等を通じた資 テストを適宜始動する

貿易、 の「走出去」(外に打って出る 重視して推進する。資本と人民元 人民元の域外使用範囲を拡大し 実業投資、 金融投資を共に

(9)(7)関連制度規則を改善し、 内企業の国外親会社や子会社が ることを支持する。 ズに基づき国内・国外で使用す 債)を発行し、募集資金をニー 国内で人民元債券(通称パンダ

オフショア人民元の国内投資還 内投資金融商品の範囲を拡大し し、オフショア人民元による国 流チャンネルを拡大する。グロ 人民元資金のクロスボーダー双 バルな人民元金融商品を革新

絶え間ない拡大 金融サービス業の対内対外開放の

民待遇 業において外資に対する参入前国 貿易規則と整合し、 展開する。国際的に高標準の経済 を模索し、関連する改革テストを 市場参入ネガティブリスト制度 (中国企業と同等の待遇を 金融サービス

らなる拡大

を推進する。 自貿区

方向の流動性を高める。

対して、 件を満たす民営資本、外資機関に 管理モデルの実施を模索する。条 付与)とネガティブリストによる 大を推進する。 金融サービス業の開放拡

自貿区内の証券会社、 非標準資産取引プラットフォー による証券・先物業務許可の相 ることを支持する。 ムを国家の規定に基づき設立す 先物会社

互取得テストを許可する。

(3)自貿区内で機関投資家向けに、

公募ファンド管理会社が自貿区 ることを支持する。 でクロスボーダー投資を展開す 先物会社に委託して、自貿区内 保険資金等の長期資金が規定に 業務に専門的に従事する専門子 でインデックス・ファンド管理 合致するとの前提で証券会社 会社を設立することを許可する。

16証券会社、先物会社が自貿区 がクロスボーダー資産管理、 る。ファンド管理会社の子会社 るテストを展開するのを支持す 物、デリバティブ取引に参加 率先してクロスボーダー・ブロ -カレッジ業務やクロスボー 資産管理業務を展開し、証 先物会社が国外証券・先 ダ

外投資顧問などの業務を展開す

場に参入し、人民元対外貨スポ 会社、先物会社が銀行間外為市 ット業務、デリバティブ取引を ることを許可する。上海の証 展開することを支持する。

17自貿区で国外プライベートエク を支持する 家が国外プライベートエクイテ とを支持し、 プロジェクト会社を設立するこ イティ投資に専門的に従事する ·投資ファンドを設立すること 条件を満たす投資

、外資金融機関が自貿区内で合弁 を認可する。 ルティング会社を設立すること 自貿区内で合弁証券投資コンサ 合弁証券会社の業務範囲を拡大 証券会社であることを要求せず、 超えてはならない。内資株主が する。外資持株比率は四九%を 証券会社を設立することを認可 条件を満たす外資機関が

条件を満たした国際的著名銀行、 支機関を設立するのを支持する。 際金融組織が上海に事務所、 を支持する。 が上海に業務本部を設立するの 発展を促進する。 証券、 機能性機関を設立し、合 保険会社等が上海に分支 保険などの集積と 国外中央銀行、 大型金融機関 分 玉

> を設立することを支持する。 責任会社が上海で革新型子会社 弁機関を設立することを支持す 中国保険情報技術管理有限

速 世界に開かれた金融市場の建設加

源の配分機能を向上させる。 大する。金融市場による国内外資 融市場に参加するチャンネルを拡 を推進する。域外投資家が国内金 金融市場プラットフォームの建設 充分に発揮する。世界に開かれた 上海本部の統一調整・協調機能を 放の優位性に依拠して、人民銀行 自貿区の金融制度革新と対外開

30上海証券取引所が自貿区に国際 改善することを支持する えで、国内外の投資家の需要に 期資金を導入し、国内株式、 を設立し、秩序立って国外の長 クコネクトの経験を総括したう 証券取引所が上海―香港ストッ 加させることを模索する。上海 発行のブックビルディングに参 金融資産取引プラットフォーム 国外機関投資家に国内新株 ファンドなど市場に参加さ 取引規則や取引方法を 債

> 場サービス機関を試験的に設立 域内特定品種の先物取引に参加 で一〇〇%外資、 条件を満たす国外機関が自貿区 どの先物商品の研究を進める させることを支持する。 し、域外取引者の委託を受けて 船舶用燃料油、 合弁の先物市 石油製品な 天然ガ

地紙)のが現状である。 務が行えるかは未知数である」(現 きるが、証券分野でどのような業 ない。「自由貿易口座の開設はで のみで、 となっている。ただし、 クロスボーダーの資金決済が可能 実業投資、その他規定に合致する 年四月以降、経常項目、 貨の自由貿易口座では、二〇一五 人のQDII2も方針が示された については、企業のQDIIも個 (1)することを許可する。 (4)に関連して、 実施細則は発表されてい 人民元・外

をテスト発行した。二〇一五年九 ある。二〇一四年三月には、ダイ 開発銀行(ADB)が発行済みで する人民元建て債券(通称パンダ ムラー社が事業会社として五億元 [際金融公社(IFC)やアジア (7)の中国国内で非居住者が発行 については、二〇〇五年以降

③1上海先物取引所が国際エネルギ

原油先物をできるだけ早く上場

取引センターの建設を加速し、

国銀行 なく、 らは自貿区に限定されたものでは 行が相次いでいる。ただし、これ 国政府三〇億元などパンダ債の発 ッシュコロンビア州六○億元、 局香港五億元、カナダ・ブリティ 月以降は、 同区の「実績」とはいえな (香港) 一〇〇億元、 HSBC一○億元、

韓

区に限定された話ではない。 個人が香港上場株を、香港取引所 投資である。 場A株を売買する、双方向の株式 有する機関投資家と条件を満たす れは、上海証券取引所に口座を保 ックコネクトがスタートした。こ に口座を保有する投資家が上海上 一一月一七日に、上海―香港スト (3)の非標準資産とは、①小口 (9)と30に関連して、二〇一四 しかし、これも自貿

証券取

引

借入返済

二〇一四年七月に上海連合財産権 引プラットフォームとして、 品品 取引所が設立されている。 商品などを指す。非標準資産の取 募プライベートエクイティ、 ス燃料など資産収益型商品、 不動産リース収入などの債権型商 出未収金、 ②電力、供水、高速道路、 企業の売掛債権、 ③ 私 信託 商業 ガ 貸

(14)~切は実施細則等が発表され

商

が与えられている。 認可を受けた。同社にはブローカ 基本的にブローカレッジ業務は認 ない。外資との合弁証券会社には 二〇一二年一〇月から全国で適用 レッジ業務を含むフルライセンス 企業の出資が含まれる)の設立が する申港証券株式有限会社 められていないが、二〇一六年三 (18)四日に上海自貿区を登記地と 出資比 、資との合弁証券会社の外 新たな規制緩和では 率 上限 四 九 % . (香港 は

可を取得したが、現在に至るまで 物の上場は二〇一四年一二月に認 取引センターを設立した。原油先 上場は実現していない。 海先物取引所が国際エネルギー では、二〇一四年一一月に、

11 項目で実施細則の発表がなされて に至るまで、 現状であろう。二〇一三年一〇月 社にブローカレッジ業務を含むフ 行テストは、外資との合弁証券会 は、停滞ムードが漂っているのが つかの実績はあるが、全体として ルライセンスを与えたなどのいく おける証券分野の改革・開放の先 一日の自貿区の正式始動から現 以上みてきたように、自貿区に 証券分野では多くの 在

> ない。 貿区での先行テストは行われてい 港ストックコネクトにしても、 非居住者による人民元債券(パン う点である。既に解説したように う意義がどれだけあるのか、と V> 債) て上海自貿区で先行テストを行 間に思うのは、 の発行にしても、上海・香 証券分野にお É (V

は、 改革・開放を鋭意推進できる環境 して捉えるべきではないか。 だとすれば、 残念ながら現状は、証券分野の 中国の証券市場全体の問題と 改革・ 開放の停滞

である。 第一は昨年来の株式市場 の動揺

ではない。

四三・三%安) 数は八月二六日に二九二七ポイン が売りを呼ぶ展開となった。 証 かし、相場のバブル化を警戒した 初来五九・七%高を記録した。 月 上海総合株価指数は二〇一五年六 高 呼ばれる資金融通会社を経由した 高下した。信用取引や場外配資と しく抑制し、市場は一転して売り 二〇一五年の中国株式市場は乱 一券当局はこうした資金流入を厳 レバレッジの資金流入を背景に 一二日に五一六六ポイント、 年初来九·五%安 へ急落。 六月下旬 (高値比 同指 年 L

> 株価対策も講じられた。 するといった「なりふり構わない を目的に取引を停止するのを黙認 場会社の半分以上が株価急落回 で発表され、たとえば、一時全上 株価テコ入れ策が相次

以

止とされた。二〇一六年二月には う方が無理な話である。サーキッ 間中に冷静になって欲しい、とい 価の値動きが大きくなりがちな中 が一方向に振れやすく、一日の株 初から導入されたサーキットブレ 拙さが嫌気されたこともある。 要国・地域で最大の下げ幅となっ 株価指数は二七三七ポイントで引 CSRCのトップが更迭された。 ただけで、導入後四日間で暫定停 トブレーカー制は狼狽売りを招い 国市場で、一五分間の取引停止時 0 た。景気減速に加え、政策対応の カー制がその好例である。相場 動揺が続き、一月末の上海総合 第二は中国からの資金流出の増 二〇一六年に入っても株式市場 月間下落率は二二・六%と主 年

> ある。 米ドルである。 資銀行等への出資といった要因が 逃避や評価損、 対外直接投資を隠れ蓑とした資本 因は、元買い・ドル売りの為替介 月末の外貨準備は三兆二〇〇〇億 の減少を記録した。二〇一六年三 去最大となる同一○七九億米ド 入であるが、この他にも、輸入や アジアインフラ投 外貨準備減少の主

難だといわざるを得ない。自貿区 行に移すには、躊躇があろう。 QDIIに対して、 の改革・開放を時間はかかっても に捉われず、 された期間を考えると、これは困 出すことが期待されているが、 らの資金流出要因となる項目を実 QDIIやQDII2など中国か 新たな規制緩和項目となる企業の が入ったとの報道がなされている。 投資をしないよう当局からの指導 る海外証券・金融資産投資である 始された、中国の機関投資家によ 日からの三年間で大きな成果を こうしたなか、二〇〇七年に開 上海自貿区は二〇一三年一〇月 中国の証券市場全体 積極的な海外

席研究員 (さいとう なおと/大和総研 主

二〇一五年八月には前月比九三

備は二〇一四年六月末の四兆米ド

着実に進めることが現実的な路

だと思われる。

をピークに減少傾向にあるが

急減に表れている。

中国の外貨港

大であり、このことは外貨準備の

九億米ドル減少し、

一二月には過